

第9講 意匠法

< 赤色は著者の注釈、赤字は著者の注釈 >、青字は平成 16 年 1 月 1 日以降施行の改正法、主要な改正法は青色の太字で示す。以下は「注釈法文」であり、原法文を確認すること

第1章 総則

第1条 (目的)

1. この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義等)

1. この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美観を起させるものをいう。
2. 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。
3. この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、**輸出**し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡若しくは貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。
4. この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

第2章 意匠登録及び意匠登録出願

第3条 (意匠登録の要件)

1. 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録をうけることができる。
 - 一. 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二. 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回路を通じて公衆に利用可能となった意匠
 - 三. 前2号に掲げる意匠に類似する意匠
2. 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第3条の2 (同前)

1. 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠であって当該意匠登録出願後に第20条第3項(意匠公報)又は第66条第3項の規定（**協議不成立に対する拒絶査定等**）により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第1項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第4条 (意匠の新規性喪失の例外)

1. 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から6月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠

についての同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなす。

2. 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠も、その該当するに至った日から6月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第1項及び第2項の規定の適用については、前項と同様とする。
3. 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から **30 日以内**に特許庁長官に提出しなければならない。

第5条（意匠登録を受けることができない意匠）

1. 次に掲げる意匠は、第3条に規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
 - 一. 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れのある意匠
 - 二. 他人の業務に係る物品と混同する恐れのある意匠
 - 三. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

第6条（意匠登録出願）

1. 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 意匠登録出願人の氏名方は名称及び住所又は居所
 - 二. 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
 - 三. 意匠に係る物品
2. 経済産業省で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現した写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。
3. 第1項第3号に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形によってはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさが理解できないためその意匠を認識できないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
4. 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。
5. 第1項又は第2項の規定により提出する図面、写真又はひな形に色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、色彩を省略することができる。
6. 前項の規定により色彩を省略したときは、その旨を願書に記載しなければならない。
7. 第1項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第2項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

第7条（一意匠一出願）

1. 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分ごとにしなければならない。

第8条（組物の意匠）

1. 同時に使用される2以上の物品であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、1意匠として出願し、意匠登録を受けることができる。

第9条（先願）

1. 同一又は類似の意匠について異なった日に2以上の意匠登録出願があったときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
2. 同一又は類似の意匠について同日に2以上の意匠登録出願があったときは、意匠登録出願人の協議により定めた1の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議することができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。
3. 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前2項の適用については、始めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。
4. 意匠の創作をした者でない者であって意匠登録を受ける権利を継承しないものがした意匠登録出願は、第1項又は第2項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。
5. 特許庁長官は、第2項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。
6. 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第2項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

第9条の2（願書の記載又は図面等の補正と要旨変更）

1. 願書の記載（第6条第1項第1号及び第2号掲げる事項並びに同条第2項の規定により記載した事項を除く、第17条の2第1項及び第24条第1項において同じ。）又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれな要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続き補正書を提出した時にしたものとみなす。

第10条（関連意匠）

1. 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠から選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第15条で準用する特許法第43条第1項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあっては、最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以降であって、第20条第3項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されているものを除く。)の発行の日前である場合に限り、第9条第1項又は第2項の規定（協議規定）に係らず、意匠登録を受けることができる。
2. 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定に係らず意匠登録を受けることができない。
3. 第1項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。
4. 本意匠に係る2以上の関連意匠の意匠登録出願があったときは、これらの関連意匠については、第9条第1項又は第2項の規定（協議規定）は、適用しない。

第10条の2（意匠登録出願の分割）

1. 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に継続している場合に限り、2以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を1又は2以上の新たな意匠登録出願とすることがで

きる。

2. 前項の規定による意匠登録出願の分割があったときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第14条第3項並びに第15条第1項で準用する特許法第43条第1項及び第2項<パリ条約による優先権主張の手続き>(第15条第1項で準用する同法第43条の2第3項<パリ条約の例による優先権主張>において準用する場合を含む)の規定の適用については、この限りでない。
3. 第1項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であって、新たな意匠登録出願について第4条第3項<新規性喪失の例外>又は第15条第1項で準用する特許法第43条第1項及び第2項<パリ条約による優先権主張の手続き>(第15条第1項で準用する同法第43条の2第3項<パリ条約の例による優先権主張>において準用する場合を含む)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第11条及び第12条削除

第13条(出願の変更)

1. 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶すべき旨の査定の際の謄本の送達(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により当該送達とみなされるものを含む)があった日から30日を経過した後は、この限りでない。
2. 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。
3. 第1項ただし書きに規定する期間は、特許法第4条(遠隔地等)の規定により同法第121条第1項(拒絶査定不服審判)に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間に限り、延長されたものとみなす。
4. 第1項又は第2項の規定による出願の変更があったときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。
5. 第10条の2第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第13条の2(特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例)

1. 特許法第184条の3第1項又は第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第184条の6第2項の日本語特許出願にあっては同法第184条の5第1項、同法第184条の4第1項の外国語特許出願にあっては同項及び同法第184条の5第1項の規定による手続きをし、かつ、同法第195条第2項の規定により納付すべき手数料を納付した後(第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければならない。
2. 実用新案法第48条の3第1項又は第48条の16第4項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第48条の5第4項の日本語実用新案登録出願にあっては同条第1項、同法第84条の4第1項の外国語実用新案登録出願にあっては同項及び同法第84条の5第1項の規定による手続きをし、かつ、同法第54条第2項の規定により納付すべき手数料を納付した後(第84条の16第4項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければならない。

第14条(秘密意匠)

1. 意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2. 前項の規定により請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、又は第42条第1項の規定による第1年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 秘密にしようとする期間
3. 意匠登録出願人又は意匠権者は、第1項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。
4. 特許庁長官は、次の各号の1に該当するときは、第1項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。
 - 一. 意匠権者の承諾を得たとき。
 - 二. その意匠又はその意匠と同一又は類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があったとき。
 - 三. 裁判所から請求があったとき。
 - 四. 利害関係人が意匠権者の指名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

第15条（特許法の準用）

1. 特許法第38条（共同出願）、特許法第43条第1項から第4項まで（パリ条約による優先権主張の手続）及び特許法第43条の2（パリ条約の例による優先権主張）の規定は意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第43条第2項中「次の掲げる日のうち最先の日から1年4月」とあるのは、「意匠登録出願の日から3月」と読み替えるものとする。
2. 特許法第33条並びに第34条第1項、第2項及び第4項から第7項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。
3. 特許法第35条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

第3章 審査

第16条（審査官による審査）

1. 特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。

第17条（拒絶の査定）

1. 審査官は、意匠登録出願が次の各号の1に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶すべき旨の査定をしなければならない。
 - 一. その意匠登録出願に係る意匠が第3条、第3条の2、第5条（意匠登録を受けられない意匠）、第8条（組物の意匠）、第9条第1項若しくは第2項（先願）、第10条第1項から第3項まで（関連意匠）、第15条で準用する特許法第38条（共同出願）又は第68条で準用する特許法第25条（外国人の権利の享有）の規定により意匠登録することができないとき。
 - 二. その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
 - 三. その意匠登録出願が第7条に規定する要件（1意匠1出願）を満たしていないとき。
 - 四. その意匠登録出願人が意匠の創作者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を継承していないとき。

第17条の2（補正の却下）

1. 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれら

の要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定を持って補正を却下しなければならない。

2. 前項の規定による却下の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。
3. 第1項の規定による却下の決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から30日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定してはならない。
4. 審査官は、意匠登録出願人が第1項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

第17条の3（補正後の意匠についての新出願）

1. 意匠登録出願人が前条第1項の規定による却下の決定の謄本の送達があった日から30日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。
2. 前項の規定により新たな意匠登録出願があったときは、もとの意匠登録出願は、取下げたものとみなす。
3. 前2項の規定は、意匠登録出願人が第1項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第17条の4（同前）

1. 特許庁長官は、遠隔地又は交通不便の地にある者ため、請求により又は職権で、前条第1項に規定する期間を延長することができる。
2. 審判長は、遠隔地又は交通不便の地にある者ため、請求により又は職権で、第50条第1項<審査に関する規定の準用>（第57条第1項で準用する場合を含む）において準用する前条第1項に規定する期間を延長することができる。

第18条（意匠登録の査定）

1. 審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見できないときは、意匠登録すべき旨の査定をしなければならない。

第19条（特許法の準用）

1. 特許法第47条第2項（審査官の資格）、第48条（審査官の除斥）、第50条（拒絶理由の通知）、第52条（査定の方式）及び第54条（訴訟との関係）の規定は、意匠登録出願に準用する。

第4章 意匠権

第1節 意匠権

第20条（意匠権の設定の登録）

1. 意匠権は、設定の登録により発生する。
2. 第42条第1項第1号の規定による第1年分の登録料の納付があったときは、意匠権の設定の登録をする。
3. 前項の登録があったときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。
 - 一. 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 意匠登録出願の番号及び年月日
 - 三. 登録番号及び設定の登録の年月日
 - 四. 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容
 - 五. 前各号に掲げるものの外、必要な事項

4. 第14条第1項の規定による秘密にすることを請求した意匠に関する前項第4号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

第21条（存続期間）

1. 意匠権（関連意匠の意匠権を除く）の存続期間は、設定の登録の日から15年をもって終了する。
2. 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から15年をもって終了する。

第22条（関連意匠の意匠権の移転）

1. 本意匠及び関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。
2. 本意匠の意匠権が第44条第4項の規定（登録料の追納期間内の看過）により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができる。

第23条（意匠権の効力）

1. 意匠権者は、業としてその意匠権及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

第24条（登録意匠の範囲等）

1. 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された意匠に基いて定めなければならない。
2. **登録意匠とそれ以外の意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美観に基づいて行うものとする。**

第25条（同前）

1. 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。
2. 特許庁長官は、前項の規定による求があったときは、3名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。
3. 特許法第71条第3項及び第4項の規定（特許審判の手續に関する法文の準用）は、第2項の判定に準用する。

第25条の2（同前）

1. 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定を請託があったときは、3名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。
2. 特許法第71条第3項及び第4項の規定（特許審判の手續に関する法文の準用）は、前項の鑑定を請託に準用する。

第26条（他人の登録意匠等との関係）

1. 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。
2. 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意

匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

第27条（専用実施権）

1. 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。
2. 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠権又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
3. 本意匠の意匠権が第44条第4項の規定(追納期間の経過による消滅)により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠の係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。
4. 特許法第77条第3項から第5項まで(移転登録等)、第97条第2項(放棄)並びに第98条第1項第2号及び第2項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

第28条（通常実施権）

1. 意匠権者は、このその意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。
2. 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠権又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。
3. 特許法第73条第1項(共有)、第97条第3項(放棄)並びに第99条(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。この場合において、同条第2項中「第79条」とあるのは「意匠法第29条若しくは第29条の2」と読み替えるものとする。

第29条（先使用による通常実施権）

1. 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれと類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれと類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際(第9条の2の規定により、又は第17条第1項(第50条第1項(第57条で準用する場合をふくむ))において準用する場合を含む)の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際)現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

第29条の2（先出願による通常実施権）

1. 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれと類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれと類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者(先条に該当する者を除く)は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。
 - 一、その意匠登録出願の日前に、自らその意匠若しくはこれと類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること

- 二．前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願が第3条第1項各号の1に該当し、拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した者であるとき

第30条（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

1. 次の各号のいずれかに該当する者であって、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第48条第1項各号のいずれかに(意匠登録無効事由)該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。
 - 一．同一又は類似の意匠についての2以上の意匠登録のうち、その1を無効にした場合における原意匠権者
 - 二．意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者
 - 三．前2号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第28条第3項において準用する特許法第99条第1項の効力を有する通常実施権を有する者
2. 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第31条（意匠権の存続期間の満了後の通常実施権）

1. 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠と類似する意匠に係る部分はその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。
2. 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第32条（同前）

1. 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠と類似する意匠に係る部分はその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現に存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又は意匠権若しくは専用実施権について第28条第3項で準用する特許法第99条第1項の効力を有する通常実施権を有する者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又は意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。
2. 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。
3. 当該意匠権者又は専用実施権者は、前2項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第33条（通常実施権の設定の裁定）

1. 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第26条に規定する場合（利用、抵触関係にある意匠権）に該当するときは、同条の他人に対してその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権につ

いての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2. 前項の協議を求められた第26条の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権もしくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
3. 第1項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を求めることができる。
4. 第2項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があったときは、第26条の他人は、第7項において準用する特許法第84条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を求めることができる。
5. 特許庁長官は、第3項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第26条の他人又は意匠権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をしてはならない。
6. 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第4項の場合において、第3項の裁定による通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
7. 特許法第84条、第85条第1項及び第86条から第91条の2まで（裁定の手続等）の規定は、第3項又は第4項の裁定に準用する。

第34条（通常実施権の移転等）

1. 通常実施権は、前条第3項若しくは第4項、特許法第92条第3項又は実用新案法第22条第3項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とする場合、意匠権者（専用実施権については意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。
2. 通常実施権者は、前条第3項若しくは第4項、特許法第92条第3項又は実用新案法第22条第3項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権については意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、質権を設定することができる。
3. 前条第3項、特許法第92条第3項又は実用新案法第22条第3項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権の実施の事業とともに移転したときはこれに従って移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が実施の事業者と分離して移転したとき又は消滅したとき消滅する。
4. 前条第4項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従って移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したとき消滅する。

第35条（質権）

1. 意匠権、専用実施権、又は通常実施権を目的とした質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録意匠又はこれと類似する意匠を実施することができない。
2. 特許法第96条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。
3. 特許法第98条第1項（登録の効果）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。
4. 特許法第99条第3項（登録の効果、第三者対抗要件）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

第36条（特許法の準用）

1. 特許法第69条第1項及び第2項（**特許権の効力の及ばない範囲**）、第73条（**共有**）、第76条（**相続人がいない場合の特許権の消滅**）、第97条第1項（**放棄**）並びに第98条第1項第1号及び第2項（**登録の効果**）の規定は、意匠権に準用する。

第2節 権利侵害

第37条（差し止め請求権）

1. 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害の恐れのある者に対し、その停止又は予防を請求することができる。
2. 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。
3. 第14条第1項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第20条第3項各号に掲げる事項を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第1項の規定による請求をすることができない。

第38条（侵害とみなす行為）

1. 業として、登録意匠又はこれと類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

第39条（損害の額の推定等）

1. 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその損害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者が侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した数量(以下この項では「譲渡数量」という)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない範囲において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
2. 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の額を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。
3. 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
4. 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失があったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第40条（過失の推定）

1. 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害行為に過失があったものと推定する。ただし第14条第1項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害についてはこの限りでない。

第41条（特許法の準用）

1. 特許法第104条の2から第106条まで（**具体的な態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置**）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第3節 登録料

第42条（登録料）

1. 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第21条に規定する存続期間の満了までの各年について、1件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。
 - 一．第1年目から第3年目まで・・・毎年8,500円
 - 二．第4年目から第10年目まで・・・毎年16,900円
 - 三．第11年目から第15年目まで・・・毎年33,800円
2. 前項の規定は、**国**に属する意匠権には、適用しない。
3. 第1項の登録料は、**意匠権が国と国等以外の者**との共有に係る場合であって持分の定めのあるときは、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分割合を乗じて得た金額とし、**国等以外の者が**その額を納付しなければならない。
4. 前項の規定により算出した登録料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
5. 第1項の登録料の納付は、経済産業省令の定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第43条（登録料の納付期限）

1. 前条第1項第1号に規定による第1年目の登録料は、意匠登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に納付しなければならない。
2. 前条第1項の規定による第2年目以降の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。
3. 特許庁長官は、登録料の納付をすべき者の請求により、30日以内に限り、第1項に規定する期間を延長することができる。

第44条（登録料の追納）

1. 意匠権者は、前条第2項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間の経過後であっても、その期間経過後6月以内にその登録料を納付することができる。
2. 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第42条第1項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。
3. 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令の定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。
4. 意匠権者が第1項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第2項の割増登録料の納付をしないときは、その意匠権は、前条第2項に規定する期間の経過の時にさかのぼって消滅したものとみなす。

第44条の2（登録料の追納による意匠権の回復）

1. 前条第4項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに帰することができない理由により同条第1項に規定により登録料を追納できる期間内に同条第4項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなく

なった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でその期間の経過後6月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2. 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第43条第2項に規定する期間の経過の時にさかのぼって存続していたものとみなす。

第44条の3(回復した意匠権の効力の制限)

1. 前条第2項の規定により意匠権が回復したとは、その意匠権の効力は、第44条第1項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に輸入し、又は国内で製造し、若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。
2. 前条第2項の規定により回復した意匠権の効力は、第44条第1項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。
 - 一. 当該意匠又はこれに類似する意匠の実施
 - 二. 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為
 - 三. 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出するために所持する行為

第45条(特許法の準用)

1. 特許法第110条(利害関係人による特許料の納付)並びに第111条第1項(第3号を除く)及び第2項(帰納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。

第5章 審判

第46条(拒絶査定に対する審判)

1. 拒絶すべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服のあるときは、その査定の謄本の送達があつた日から30日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
2. 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間(30日)内にその請求することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から14以内(在外者は2月)以内でその期間経過後6月以内にその請求をすることができる。

第47条(補正却下決定不服審判)

1. 第17条の2第1項の規定による補正却下の決定を受けた者は、その決定に不服のあるときは、その決定の謄本の送達があつた日から30日以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。ただし、第17条の3第1項の規定により新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。
2. 前条第2項の規定は、補正却下決定不服審判に準用する。

第48条(意匠登録の無効の審判)

1. 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることのついて意匠登録無効審判を請求することができる。
 - 一. その意匠登録が第3条、第3条の2、第5条、第9条第1項若しくは第2項、第10条第2項、第15条において準用する特許法第35条又は第68条第3項において準用する特許法第25条(意匠登録の諸要件)に違反してなされたとき。
 - 二. その意匠登録が条約に違反してなされたとき。
 - 三. その意匠登録出願が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠登録を受

ける権利を継承していないものの意匠登録出願(冒認出願)に対してなされたとき。

四. 意匠登録された後において、その意匠権者が第 68 条第 3 項において準用する特許法第 25 条の規定(外国人の権利の享有)により意匠権を享有することができない者になるとき。

2. 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前条第 1 項に該当すること(その意匠登録が第 15 条第 1 項において準用する特許法第 38 条の規定に違反してなされたときに限る)又は前項第 3 号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。
3. 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。
4. 審判長は、第 1 項の審判の請求があったときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第 49 条 (同前)

1. 意匠登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかったものとみなす。ただし、意匠登録が前条第 1 項第 4 項に該当するばあいにおいて、その意匠登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、その意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至った時から存在しなかったものとみなす。

第 50 条 (審査に関する規定の準用)

1. 第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定 (補正却下、補正後の新出願) は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第 17 条の 2 第 4 項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは、「第 59 条第 1 項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。
2. 第 18 条の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第 52 条で準用する特許法第 160 条第 1 項の規定により更に審査に付すべき旨の審判をするときは、この限りでない。
3. 特許法第 50 条 (拒絶理由の通知) の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

第 51 条 (補正却下決定不服審判の特則)

1. 補正却下決定不服審判において決定を取り消す旨の審判があった場合における判断は、その事件における審査官を拘束する。

第 52 条 (特許法の準用)

1. 特許法第 131 条第 1 項及び第 2 項、第 131 条の 2 (第 2 項第 1 号を除く) から第 134 条まで、第 155 条第 1 項及び第 2 項、第 156 条から第 158 条まで、第 160 条第 1 項及び第 2 項、第 161 条並びに第 167 条から第 170 条まで (審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用) の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第 161 条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第 169 条第 3 項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

第 6 章 再審及び訴訟

第 53 条 (再審の請求)

1. 確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。
2. 民事訴訟法第 328 条第 1 項及び第 2 項 (抗告することができる裁判) 並びに第 339 条(再審の事由)の規定は、前項の再審の事由に準用する。

第 54 条 (同前)

1. 審判の請求人及び被請求人が共謀して第 3 者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第 3 者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2. 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被告人として請求しなければならない。

第55条（再審により回復した意匠権の効力の制限）

1. 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は国内で製造し若しくは取得した登録意匠又はその類似する意匠に係る物品には、及ばない。
2. 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。
 - 一．当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施
 - 二．善意に、当該意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - 三．善意に、当該意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

第56条（同前）

1. 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶すべき旨の審決があった意匠登録出願について再審により意匠権の設定の登録があったときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

第57条（審判の規定に準用）

1. 第50条第1項及び第2項の規定（**補正却下**、**補正後の意匠の新出願**）は、**拒絶査定不服審判**の確定審決に対する再審に準用する。
2. 第51条の規定（**取消審決の審査官拘束**）は、**補正却下決定不服審判**の確定審決に対する再審に準用する。

第58条（特許法の準用）

1. 特許法第173条（**再審の請求期間**）及び第174条第4項（**民訴第348条第1項<審理の範囲>**）の規定は、再審に準用する。
2. 特許法第131条第1項、第131条の2第1項本文、第132条第3項及び第4項、第133条、第133条の2、第134条第4項、第135条から第147条まで、第150条から第152条まで、第155条第1項、第156条から第158条まで、第160条、第168条、第169条第3項から第6項まで並びに第170条の規定は、**拒絶査定不服審判**の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第169条第3項中「**拒絶査定不服審判及び訂正審判**」とあるのは、「**拒絶査定不服審判**」と読み替えるものとする。
3. 特許法第131条、第131条の2第1項本文、第132条第3項及び第4項、第133条、第133条の2、第134条第4項、第135条から第147条まで、第150条から第152条まで、第155条第1項、第156条、第157条、第158条、第160条、第168条、第169条第3項から第6項まで並びに第170条の規定は、**補正却下決定不服審判**の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第169条第3項中「**拒絶査定不服審判及び訂正審判**」とあるのは、「**補正却下決定不服審判**」と読み替えるものとする。
4. 特許法第174条第2項の規定は、**意匠登録無効審判**の確定審決に対する再審に準用する。

第59条（審決に対する訴え）

1. 審決に対する訴え、第50条第1項(第57条第1項において準用する場合を含む)において準用する第17条第2項の規定による却下の決定に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2. 特許法第 178 条第 2 項から第 6 項まで(出訴期間等)及び第 179 条から 182 条の 2 まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第 181 条第 1 項及び第 5 項(審決又は決定の取消し)並びに第 182 条(裁判所の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

第 60 条 (対価の額についての訴え)

1. 第 33 条第 3 項又は第 4 項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。
2. 特許法第 183 条第 2 項 (出訴期間) 及び第 184 条 (被告適格) の規定は、前項の訴えに準用する。

第 60 条の 2 (不服申立てと訴訟との関係)

1. 特許法第 184 条の 2 (不服申立てと訴訟との関係) の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第 68 条第 7 項に規定する処分を除く)の取り消しの訴えに準用する。

第 7 章 雑則

第 60 条の 3 (手続の補正)

1. 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に継続している場合に限り、補正をすることができる。

第 61 条 (意匠原簿への登録)

1. 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。
 - 一. 意匠権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限
 - 二. 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 三. 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
2. 意匠原簿は、その全部又は一部を義気テープ(これに準ずる方法により一定に事項を確実に保存しておくことができる物を含む。以下同じ)をもって調製することができる。
3. この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

第 62 条 (意匠登録証の交付)

1. 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があったときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。
2. 意匠登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

第 63 条 (証明等の請求)

1. 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 一. 願書、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本又は意匠登録出願の審査に係る書類であって、意匠登録がされていないもの
 - 二. 第 14 条第 1 項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する書類、ひな形又は見本
 - 三. 拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判に係る書面であって、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていないもの
 - 四. 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書面であって、当事者又

はその参加人から当該当事者又はその参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法第2条第4項に規定する営業秘密をいう）が記載された旨の申出があったもの

五．個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるもの

六．公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるもの

2. 特許庁長官は、前項第1号から第5号に掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求があるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及び理由を通知しなければならない。
3. 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープを持って調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。

第64条（意匠登録表示）

1. 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録意匠及びこれに類似する意匠に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録意匠又はそれに類似する意匠に係る旨の表示（以下「意匠登録表示」という）を附するように努力しなければならない。

第65条（虚偽表示の禁止）

1. 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一．登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品又はその包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
 - 二．登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であって、その物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為
 - 三．登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡若しくは貸渡しのため、広告にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨の表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第66条（意匠公報）

1. 特許庁は意匠公報を発行する。
2. 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。
 - 一．意匠権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第44条第4項に規定＜追納期間の経過＞するものを除く）又は回復（第44条の2第2項に規定＜追納期間内納付＞するものを除く）
 - 二．審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ若しくは審判若しくは再審の確定審決（意匠権の設定の登録がなされとものに限る）
 - 三．裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
 - 四．第59条第1項の訴えについての確定判決（意匠権の設定の登録がなされとものに限る）
3. 前項に規定するもののほか、第9条第2項後段の規定（協議不成立）に該当することにより意匠登録出願について拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願中に第44条第1項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第3号に掲げる事項は、拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間（秘密にすることを請求した意匠登録出願が2以上ある場合は、その最も長い期間）の経過後遅滞なく掲載するものとする。
 - 一．意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二．意匠登録出願の番号及び年月日

三．願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

四．前3号に掲げるもののほか、必要な事項

第67条(手数料)

1. 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
 - 一．第14条第4項の規定(秘密意匠の開示)により意匠を示すべきことを求める者
 - 二．第15条第4項で準用する特許法第34条第4項の規定により承継(相続その他一般承継)の届出をする者
 - 三．第17条の4、第43条第3項若しくは次条第1項において準用する特許法第4条若しくは第5条第1項の規定による期間の延長又は次条第1項において準用する同条第2項の規定による期日の変更を請求する者
 - 四．意匠登録証の再交付を請求する者
 - 五．第63条第1項の規定により証明を請求する者
 - 六．第63条第1項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
 - 七．第63条第1項の規定により書類の謄本、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者
 - 八．第63条第1項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者
2. 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める手数料を納付しなければならない。

	納付しなければならない者	金額
1	意匠登録出願をする者	1件につき1万6千円
2	第14条第1項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	1件につき5千円
3	第25条第1項の規定により判定を求める者	1件につき4万円
4	裁定を請求する者	1件につき5万5千円
5	裁定の取消しを請求する者	1件につき2万7千5百円
9	審判又は再審を請求する者	1件につき5万5千円
10	審判又は再審への参加を申請する者	1件につき5万5千円

3. 前2項の規定は、これらの規定により納すべき者が国であるときは、適用しない。
4. 意匠権若しくは意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有の係る場合であって持分の定めのあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権若しくは意匠登録を受ける権利について第1項又は第2項の既定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る)は、これら規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
5. 前項の規定により算定した手数料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
6. 第1項又は第2項の手数料は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令でさだめる場合には、経済産業省令でさだめるところにより、現金をもって納めることができる。
7. 過誤能の手数料は、納付した者の請求により返納する。
8. 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は、請求することができない。

第68条(特許法の準用)

1. 特許法第3条から第5条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第4条中「第121条第1項」とあるのは、「意匠法第46条第1項若しくは第47条第1項」と読み替えるものとする。
2. 特許法第6条から第9条まで、第11条から第16条まで、第17条第3項及び第4項、第18条から第24条まで並びに第194条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録の手続に準用する。この場合において、同法第4条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第14条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。
3. 特許法第25条(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。
4. 特許法第26条(条約の効果)の規定は、意匠登録に準用する。
5. 特許法第189条から第192条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。
6. 特許法第195条の3の規定(行政手続法の適用除外)は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分¹に準用する。
7. 特許法第195条の4(行政不服審査法による不服申立の制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないとされている処分²に準用する。

第8章 罰則

第69条(侵害の罪)

1. 意匠権又は専用実施権を侵害した者(第38条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされた者を除く。)は、10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第69条の2(侵害の罪)

1. 第38条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第70条(詐欺の行為の罪)

1. 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金に処する。

第71条(虚偽表示の罪)

1. 第65条の規定(虚偽表示)に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第72条(偽証の罪)

1. この法律により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。
2. 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第73条(秘密を漏らした罪)

1. 特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠の関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第74条(両罰規定)

1. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をときは、行為者を罰するほか、その法人に対

して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一．第 69 条、第 69 条の 2 又は前条第 1 項 3 億円以下の罰金刑
- 二．第 70 条又は第 71 条 3 千万円以下の罰金刑

2．前項の場合において、当該行為者に対してした前条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対する告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3．第 1 項の規定による第 69 条(侵害の罪)、第 69 条の 2 (同)又は前条第 1 項の行為につき法人又は人の罰金刑を科す場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間とする。

第 75 条 (過料)

1. 第 25 条第 3 項において準用する特許法第 71 条第 3 項において、第 52 条において、第 58 条第 2 項若しくは第 3 項において、又は同条第 4 項において準用する同法第 174 条第 2 項において、それぞれ準用する同法第 151 条において準用する民事訴訟法第 207 条第 1 項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対して虚偽の陳述をしたときは、10 万円以下の過料に処する。

第 76 条 (同前)

1. この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から呼び出しを受けた者が、正当な理由のないのに出席せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、10 万円以下の過料に処する。

第 77 条 (同前)

1. 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から書類その他の物品の提出又は提示を命じられた者が正当な理由のないのにその命令に従わなかったときは、10 万円以下の過料に処する。